

BUSINESS IN THE KYRGYZ REPUBLIC:

LEGAL ASPECTS

Information and Reference Guide

2010



BUSINESS IN THE KYRGYZ REPUBLIC: LEGAL ASPECTS

Information and Reference Guide

2010

KALIKOVA &
ASSOCIATES
law firm

1 Erkindik Avenue, Bishkek,
720040, Kyrgyz Republic

Phone: +996 (312) 66 60 60; 66 63 63
+996 (312) 66 22 21; 66 22 50

Fax: +996 (312) 66 27 88

E-mail: lawyer@k-a.kg

Website: www.k-a.kg

前書

本資料は、カリコバ・アソシエイツ（キルギス弁護士事務所）が、2010年に作成した海外投資家向け投資ガイドブック‘Investments in KG 2010’の日本語訳です。

本資料に記載されている情報は、特定の問題についてのアドバイスとして提供しているものではありません。また、そのような趣旨で作成したものではありません。

この文書に含まれている情報は一般的に入手可能な情報に基づいております。情報源は信頼できると考えられているところから得ていますが、その正確性および完全性は保証するものではありません。ここでの情報は予測するものでも、将来の出来事を予測するものでもありません。本資料の著者は、このガイダンス、意見、予測、考えを、変更し最新のものにする義務を持ちません、また予告なしで変更することがあります。

事前に著者の書面による同意なしで、本資料をコピーまたは再配布することは固くお断りします。

また、本文に記載されている情報はキルギス共和国の法律、制度、一般的な経済情報を提供する目的で作られており、ここにある情報は著者の見解ではありません。従って、この本文から取得した一般的な情報に基づき、何らかの不利益が生じた場合、それに対して間接的、直接的に損害が生じた場合、なんら責任を負いかねますのでご了承ください。

ビジネス等の実際の投資を行なう際には、あらためて現地専門家のアドバイスを受けることをお勧めします。

本文の訳者は、JICA シニア・ボランティアで 2010 年から 2012 年に投資アドバイザーとして、活動をしていた熊切一郎です。原文に極力忠実に訳したつもりですが、訳者の不注意等で、正確でない訳文、あるいは間違った訳をしている可能性がありますので、繰り返しになりますが、ビジネス等では、再度、現地専門家のアドバイスを受けられるようお願いします。

JICA シニア・ボランティア（22 年度 2 次隊）

投資アドバイザー 熊切一郎

2012 年 4 月 21 日

目次

I 経済概観.....	4
II 投資環境.....	4
III 会社法	6
IV 不動産.....	11
V ビザと登録要件.....	14
VI 労働と雇用.....	15
VII 会計と監査.....	17
VIII 税金および諸費用	18
IX 通貨為替管理	27
X 証券市場	28
XI 保険	28
XII 強制規格	29
XIII 知的財産	29
XIV 環境保護.....	30
カリコバ・アソシエイツ	31

I 経済概観

キルギス共和国は、天然資源に恵まれ、国民の教育レベルが高く、地理的に優位な立地と穏やかな気候が特徴としてあげられます。キルギス共和国には、工業、水力発電、農業、および観光の分野で大きな成長性が見込まれております。

キルギス共和国は、中央アジアにおける先駆的な民主主義国家として、自由な企業家精神、自由な価格システム、自由な競争と規制などの基本原則に基づいた経済システム構築を推進しております。

工業分野では、主に発電事業、非鉄金属工業、および食品加工分野が、発展しています。農業分野の発展は、主として農民の努力により達成されたものです。

II 投資環境

投資活動のための法的枠組み

キルギスの法律では、公平な法的取扱と投資の保護を投資家に保証することにより、投資環境の改善と国内・海外からの投資促進を目指して、国家投資政策の主要原則を定めています。

さらに、投資の保護は、投資（資本支出）の相互援助、奨励、および保護に関する二国間条約を通して保証されています。キルギス共和国は 27 カ国と二国間投資協定を締結しています。

日本との間には、二国間投資協定は今のところありませんが、キルギス共和国政府は、これに関して交渉を行う予定です。

外国人投資家への政府保証

投資がキルギス共和国における経済発展のための主要な前提条件であるので、国の投資関連の法律はかなりリベラルなものとなっています。キルギス共和国は次のような保証を外国人投資家に提供しています。

- 事業活動の内国民待遇、内外投資家の平等な投資権利、事業活動への不介入、キルギス共和国法と国際協定に従った投資家の侵害された権利に関する保護と賠償
- 投資から得られた利益、投資活動の売上、所有権及び情報をキルギス共和国から輸出または本国送金すること
- 収用（国有化、接收、または他の同等な手段、これらは、キルギス共和国の当局による作為又は無作為が、投資家の資金を押収することになる、又は投資成果を使用できなく

する場合を含む）に対する保護。公益を伴う例外的な場合に、投資が没収される場合がありますが、投資家の受ける損害の適切な範囲を政府が保証します。

- 投資活動から得られた収入を自由に使える権利
- ライセンスが必要な事業活動を含めて、キルギス共和国の法律が禁止していない対象物や事業活動への自由な投資
- 金融取引の自由（自由な通貨交換、自由で無制限な送金；外貨建て送金を制限する規定が、キルギス共和国の法律に適応される場合、これらの規定は外国人投資家には適用されない。ただし、投資家が違法な活動（マネーロンダリングなど）に従事している場合を除く）
- 公開情報への自由なアクセス
- 以下の権利：キルギス共和国の法律によって規定された如何なる組織的、法的形態の法人の設立；支店および代理店の開設；企業体の特定の組織的、法的形態に対して、法律で明らかに別の構造が要請されていない限り、如何なる組織的および経営的構造を選択できる；不動産（土地を除く）、株式、政府証券を含むその他証券の取得；国有財産の民営化への参加、協会、その他組合の設立；キルギス共和国の法律に基づく現地人および外国人の雇用；キルギス共和国の法律で禁止されていないその他の投資活動への従事
- 外国投資家のすべての知的財産権は、キルギス共和国の公的機関および公職員が認識
- キルギス共和国の投資、税金、関税に関する法令（ただし、キルギス共和国憲法、国家安全、保健医療、および環境保全に関する法律を除く）が改正された場合、投資家は、投資活動開始から 10 年以内（または、それぞれの投資協定で規定された期間内）の最も有利な条件を選択できる自由
- キルギス共和国が参加する二国間や多国間の投資促進および保護に関する国際協定で、特に規定されているその他の保証

特別課税措置(special tax treatment)

キルギスの法律は、納税者の特定のカテゴリに対して特別な税務上の取扱を規定しています。これらの取扱は以下の通りです。

- 簡易課税制度に基づく単一課税
- 義務的免許ベース課税
- 自発的免許ベース課税
- 課税契約ベース課税
- 自由経済区での課税
- 特別収入課税

簡易課税制度では、零細事業体は、課税対象事業に関する収益税や売上税の代わりに、単一税を支払うことができます。単一税率は次の通りです。農産物処理、生産及び販売からの収入の 4%、そして、他の活動からの収入の 6%。事業体は、簡易課税制度を適用することを自発的に選ぶことができますが、以下の事業者は、簡易課税制度を適用できないことに注意すべき

です。VAT 納税者、物品税納税者、30 人以上の労働者を雇用する会社と自営業者、免許ベース課税の納税者、金融、保険サービスを行う事業体、投資会社、証券会社。

義務的免許ベース課税では、収益税、VAT、物品税の代わりに、支払うことができます。ただし、次の事業活動だけに適応されます。サウナ、市営浴場以外の浴場、ビリヤード、ゲーム機械、カジノ、両替商、ディスコ、24 時間駐車。義務的免許ベースの課税率については、キルギス共和国の税法に詳しく説明されています。

自発的免許ベース課税は、収益税と物品税の代わりに支払いますが、VAT 納税者以外の自然人、衣類、ニットウェア、履物を製造・販売する会社、そしてキルギス共和国政府が指定した事業活動に従事する会社だけが、支払うことができます。自発的免許ベースの基本税率は、キルギス共和国政府によって決定されます。

課税契約ベース課税は、事業に従事している会社や自営業者が支払うことができます。この課税措置は、キルギス共和国の税法に詳しく説明されています。この斬新な課税措置は、まだキルギス共和国で一度も適用されたことはありません。翌年に納税者が支払うべき収益税、物品税、および VAT の金額を納税者と税当局が予め決めおき、その契約に従って税金を支払います。この課税契約ベース課税は、次の事業者は適用できません。義務的許可ベース課税の納税者、信用、金融及び保険サービス事業者、投資と年金基金、税金債務をもつ証券会社、下層土使用税の納税者、物品税納税者、そして、少なくとも 3 年間営業するもの。

自由経済区 (FEZ) での課税措置は、FEZ 内において、物品税の対象となる物品を除いた商品（労働、サービスを含む）の販売と製造を行う FEZ 登録企業に適用されます。FEZ 企業は、所得税と固定資産税を除いて、FEZ 内で行われる事業活動に関連するあらゆる税金が免除されます。キルギス共和国の FEZ 以外の地域と海外で行われた事業活動については、FEZ 企業は、一般的な国税措置の対象になります。

特別収入課税は、特別収入を持つ国が出資した機関と組織が、収益税、VAT、および物品税の代わりに、支払います。特別収入には、商品の売上金、作品の上演、役務の提供、または人道主義・スポンサーシップ・助成金以外の他の活動を含みます。特別収入の税率は 20% です。

二重課税防止条約

二重課税を回避するため、また所得税と資本税のごまかしを防ぐために、キルギス共和国は 21 カ国と二重課税防止条約を結んでいます。

残念ながら、日本との二重課税防止条約は結ばれていません。また、近い将来このような協定が締結されるという情報もありません。

III 会社法

外国法人の支店と代理店

外国会社

の支店と代理店は、キルギス共和国の法律では、独立法人格を欠いていることになるため、法的な実体とみなしません。支店と代理店は、それを設立した法人の資産を授權され、承認された内規に従って活動します。

キルギス共和国の法律では、支店と代理店を区別します。代理店の機能は、外国法人の代理、取引の利益と成果の保護、およびその他の代理としての法律行為に限定されています。一方、支店は、代理を含めた外国法人のすべての機能、あるいはその一部を実行する地位にあります。

キルギス共和国の法律の下では、支店と代理店は以下の権利と義務を持っています。

- どんな通貨でも銀行口座を開いて、かつ支払いを実行すること
- 現地労働者を雇用すること
- 外国人労働者を雇って、関連する労働許可を取得すること
- 国内および海外企業と契約を結ぶこと、および、現地または外国通貨の支払を規定する契約書の中で、債務を実行または負うこと
- 不動産の購入、または賃貸のための許可を取得すること

キルギス共和国の法律は、支店と代理店に関して多くの制限を設けています。親会社が存在する限りにおいてのみ、支店または代理店が存在できます。支店または代理店は、あるタイプの事業やあるタイプのサービス提供には許可されない場合があります。

支店と代理店の登録

キルギス共和国内の支店と代理店は、自由経済区(FEZ)内の支店と代理店を除いて、登録の義務があります。外国法人の支店と代理店の登録は、キルギス共和国法務省、またはその支部で行われます。登録には、外国法人は、以下の書類の提出が必要です。

- (i) 登録申込書
- (ii) 支店または代理店を設立する外国法人の決定機関の決議書
- (ii) 法人登録（再登録）証明書の謄本
- (iv) 登記簿謄本（会社設立証明書）、あるいはその外国法人が、当該国の法律の下で、事業を行う法人である旨を証明する書類

外国銀行の支店または駐在員事務所の開設には、キルギス共和国 **National Bank** の許可証が必要です。

期間

支店および代理店の登録は、必要書類の提出から **10** 営業日以内に行われます。

登録手数料

支店および代理店の登録料は、**224** ソムです。

法人

キルギス共和国における法人には、いろいろな形態があります。

最も一般的なものが、

- 有限責任会社
- 株式会社（上場と非上場）

有限責任会社

有限責任会社(LLC)はキルギス共和国における、最も広く採用されているタイプの法人の1つで、多くの利点を持っています。

- o LLCの出資者は、LLCの義務に責任はありません。企業運営の結果、被るかもしれない損失の危険は、それぞれの出資額に限定されます
- o LLCの経営組織の構造と権限は、詳細な立法上の規則に縛られることはなく、LLCの意志決定は、よりフレキシブルです

キルギス共和国の法律が規定する最低登録資本金もありません。

ただし、一株株主/出資者の法人が、キルギス共和国におけるLLCの単独の設立者/出資者になることはできません。

LLCの出資者の数は、30を超えることはできません。そうでなければ、1年以内に、株式会社にLLCを再編成しなければなりません。LLCが、この要件を満たさない場合、司法手続きで、清算する必要がでてきます。

株式会社

株主は会社の義務に責任を負うことがないので、株式会社は、株主に人気がある法人形態です。LLCと同様に、企業運営の結果、被るかもしれない損失の危険は、株主が所有する株式の時価総額に限定されます。

当初の出資の形態に関係なく、株式会社はキルギス共和国の通貨で株式を発行しなければなりません。株式に加え、株式会社は、運転資金を調達するために、他の証券（社債など）を発行することができます。

キルギス共和国の法律では、一株株主/出資者の法人が、キルギス共和国における株式会社の単独の設立者/株主として、行為することはできません。

株式会社の最低登録資本金は、10万ソム以上でなければなりません。設立日において、授權資本金は、設立者の間で、完全に支払い、割り当てられていなければなりません。

キルギス共和国に設立された株式会社は、公開または非公開です。

非公開株式会社は、株式が、その株主間、または予め決められたグループの間で割り当てられる株式会社です。非公開株式会社は、発行済み株式を公開または市場で取引することはできません。また、不特定のグループや個人に対して販売することはできません。

非公開株式会社における、株主の数は50を超えることはできません。非公開株式会社における、株主の数が50を超えている場合、1年以内に公開株式会社に会社を再編成しなければなりません。それが出来なければ、この期間の満了日において、会社は司法手続きにより、清算する必要があります。非公開株式会社の株主は、同じ会社の他の株主が、株式を売却しようとするとき、その株式の優先買取権を持ちます。

公開株式会社は、その株主が他の株主の同意なしに自らの株式を譲渡することができる株式会社です。公開株式会社は、それが発行する株式を、公開買付け、および法律で定められた条件で自由に売却することができます。500人以上の株主がいて、証券を少なくとも1回の公開、または公募を行った公開株式会社は、メディアを使い自社の財務および事業に関する年次報告を、毎年発表しなければなりません。

法人の登録

2008年、キルギス政府は、企業登録の手続きを容易にするための「ワンストップショップ」制度の導入を決定しました。

キルギス共和国では、法人はキルギス共和国法務省、またはその支部で、その登録に関するそれぞれの情報を入手できます。

期間

キルギス共和国における法人、支店または代理店の登録は「通知による登録」と「ワンストップショップ」原則に基づいています。法人の登録は、必要書類の提出から3営業日以内に行われます。

登録および登録料

法人の登録には、以下の書類を認可登録機関に提出します。

- (i) 登録申込書
- (ii) 法人設立者の機関決定書類（決議書）
- (iii) 設立者の登録証明書謄本
- (iv) 設立者の定款謄本
- (v) 会社設立証明書、あるいはその外国法人が、その国の法律の下で、合法的に存在していることを確認する書類

法人登録料は、224 ソムです。

企業の閉鎖

法人（支店あるいは代理店も同様）の清算は、その権利と義務を他の人に移転することなく、その活動を休止します。

法人は、以下により清算されます。

- 設立者/出資者の決定、あるいは設立書類で承認されている法人の機関決定によるもの、その中には、清算が、法人の設立された期間の満了、設立された目的の達成により引き起こされる場合、あるいは設立中に犯した取り返しのつかない違反による法人登録の無効の判決による場合を含む
- 法人が、必要な許可証/ライセンスなしで活動した場合、法が禁止する活動に従事した場合、繰り返し行われる、はなはだしい違法の場合、その設立認可目的に反する活動に継続的に従事した場合などにおける裁判所の決定による；銀行・金融/貸出機

関、ライセンスで規定された活動が許可行為のみである機関などのライセンス取消による場合、および法が定めた他のケースの場合

キルギス共和国の **National Bank** によって認可された銀行、または他の金融/貸出機関が、その銀行ライセンスを取消される場合、銀行または他の金融/貸出機関に適用されている特定引当金を考慮に入れて、解散される。

会社清算する決定をした法人の機関、または裁判所は、これを **3** 営業日以内に、登録機関に対して、会社清算および清算委員会（清算人）の選出（任命）を指示する判決の謄本と一緒に書面で通知しなければなりません。

自由経済区（FEZ）

自由経済区(FEZ)は、海外経済とビジネス活動が、法律上優遇措置を受けている地区です。

自由経済区(FEZ)で事業を行う会社は、以下の利益と優遇を享受します。

- 自由経済区(FEZ)内で行う活動の全期間にわたり、すべての税金、賦課金、手数料および使用料の一部が免除される
- 自由経済区(FEZ)内で享受する税金とその他の特典に対して、商品、サービスからの年間売上高の **0.1～2%**を、自由経済区(FEZ)に支払う
- 自由経済区(FEZ)で生産された商品の輸出、自由経済区(FEZ)への輸入、そして再輸出のための商品に対する関税を完全免除する
- 自由経済区(FEZ)の中で、更なる輸出の目的で生産された商品に対して、割当量から除外する（キルギス共和国の関税地域への輸出を除く、そこへの輸出は自由経済区(FEZ)の中で生産された商品の年間総量の **30%**を超えることはできない）、および許認可を免除する
- 簡易な外国人雇用者に対する出入国手続き
- 簡易な事業者登録
- 簡易な通関手続き
- 主要なインフラストラクチャへ直接アクセス；この中には、自由経済区(FEZ)内での活動に伴う通信、水道、電気、および輸送を含みます

自由経済区に登録された会社は、以下のことが禁止されている。

- キルギス共和国の自由経済区(FEZ)内で、自由経済区(FEZ)対象以外の個人または法人へ、石油、油、潤滑油、酒、およびリキュール、あるいはタバコ製品の販売をすること
- 自由経済区(FEZ)で生産された商品で、付加価値が **30%**（電子機器と家庭用品に対しては **15%**）を超えていない場合、キルギス共和国の国内市場で、この商品を販売すること

現在、次の **4** つの自由経済区(FEZ)が、キルギス共和国の中にある。

- ビシュケク FEZ

- マイマック FEZ
- ナリン FEZ
- カラコル FEZ

FEZ への登録

FEZ で事業を行おうとする会社は、外国持分のある会社を含めて FEZ 会社登録の規則を定めている FEZ 理事会に登録する必要があります。実際には、FEZ 理事会は、他の書類の中で、計画されている投資と今後の輸出/輸入活動について説明したビジネスプランの提出を要求します。一般に、FEZ での登録は簡単で迅速な手続きです。しかし、FEZ 理事会は、FEZ の中で、事業を行う計画のない企業の登録を許可しません。企業は、登録と同時に FEZ の中で優遇措置を認められた「FEZ 企業」のステータスを獲得します。

料金

それぞれの FEZ 企業は、合意された登録料と年間料金が、FEZ 理事会によって個別に徴収されます。FEZ によって、料金は異なります。ビシュケク FEZ では、登録料が 1,000 ドル、また年間料金が 500 ドルです（ビシュケク FEZ は、キルギスで最も開発され、活発に機能している FEZ です）。

更に、事業を行い、法的住所を持つために、一般に FEZ 企業は、建物や土地の賃借が必要になります。賃貸料は、FEZ 理事会と FEZ 企業との契約で決められます。ビシュケク FEZ では、賃貸料は物件の 1 平方メートルあたり 2 ドルです。

IV 不動産

不動産に関する法律

キルギス共和国の法律では、不動産は、土地、底地、分離された水施設、森林、多年草、建物、構造物、および土地に密接に接続したすべての物を指します。すなわち、それを動かすと、本来の目的が達せ無くなるような物すべてを指します。

不動産の権利、抵当権、および不動産取引は、義務的登録を必要とします。キルギス共和国の法律の下では、次の権利は、義務的登録を必要とします。

- 財産権
- 事業使用权
- 操業権
- 土地の無期限使用权（期限が特定されない使用权）
- 抵当または担保から発生した権利
- 一時的な使用、期間 3 年以上の賃貸借または転賃の権利

- 地役権
- キルギス共和国の法律とその他の規範的法令の下で不動産に適用される規制以外の、個々の不動産を設計、建設、使用する権利の制限
- キルギス共和国の法律で指定されている天然資源使用の権利

以下の権利と制限は、その登録あるいは非登録にかかわらず効力を持つが、国の保護は適用されません。

- 電線、電信電話線、電柱、パイプライン、登録機関の設立時点で存在していた測地線ポイントへのアクセス権、および公共の目的に関連する他の権利
- キルギス共和国の法律によって規定されている配偶者、子供、およびその他被扶養者の権利、および、そのような権利が個別に登録されていない場合を含む
- 期間 3 年未満の一時的使用、賃貸借、あるいは転貸
- キルギス共和国の法律によって規定されている実際の利用者に認められている財産利用の優先権
- キルギス共和国の法律によって制定された税当局の権利
- キルギス共和国の法律によって規定されている一般的制限と禁止（医療、治安、環境保全に関連するもの）

土地関係

キルギス共和国における土地は、以下のカテゴリに分類されている。

- 農業目的の土地、すなわち農地および農道、輸送路、陸地に囲まれている水域、農業に必要な建物および構築物を含む
- 入植地（町、都市型の町、集落）
- 産業、輸送、通信、防衛、およびその他の目的の土地
- 特別自然保護の土地
- 林業基金の土地
- 水基金の土地
- 予備地

他のカテゴリへの転用（変換）は、キルギス共和国の土地法、および他のカテゴリまたはタイプへの土地の転用（変換）の手続きに関する規制に定められている。

土地の権利の取得

土地登記に関連して、土地の権利の取得には、以下の 2 オプションがあります。

- 土地の権利の移転（土地所有者または土地の利用者による土地の権利の譲渡、あるいは民事取引により他の人に一時的使用を移転）
- 国あるいは自治体の所有する土地の利用権または財産権を、認可公的機関が割当

これまでのところ、ビシュケクでは、土地の利用者が、その土地を買戻すことが認められています。

土地の販売は、ビシュケク市長が行います。土地販売を行うために、販売オーガナイザーとして土地買取委員会（**Land Plot Redemption Commission**）が、ビシュケク市に設置されています。委員会は、その権限の範囲の中で、土地のリストを作り、その所有権を販売できます。

土地買戻の最初の暫定価格は、土地買取委員会と申込者との間で、申込者の提示した価格をもとに交渉して決められます。最終価格は、土地に関する資料をもとに独立鑑定人によって決められます。

住宅ストックに関連する物件の取得権

キルギス共和国の住宅ストックに属する物件の財産権を取得するために、外国人または法人は、物件の購入、交換、または贈答としての受入れに対して許可を得なければなりません。この許可は、部局間委員会が発行します。

レクリエーション物件

キルギス共和国の法律の下では、レクリエーション物件（レクリエーション、健康増進、および観光で使用される物件）は、キルギス共和国によって公的に所有されるか、またはキルギス共和国の個人と法人によって私的に所有されなければならない。

外国人による不動産所有権の制限

キルギス共和国の法律は、非住居用物件の建物および構造物の取得に関して、外国の個人または法人の権利を制限していません。

しかし、レクリエーション、インフラストラクチャ、および観光に関する物件は、外国人に、所有権を渡す、または移転することはできません。キルギス共和国の議会（**Jogorku Kenesh**）の承認があれば、期間 **49** 年以内で、レクリエーション、インフラストラクチャ、および観光関連の物件を使用する権利を、外国人に与えることができます。

さらに、法律は、外国人によるキルギス共和国の土地の権利の取得に対して、多くの制限を規定しています。外国人とは、以下の定義の **1** つに合致する人です。

- o 外国籍者、または無国籍者
- o 外国法人（ただし、以下の特性の **1** つを持っている法人です）
 - 外国の法律の下で設立され、登録された法人
 - **1** つ以上の外国人または外国法人によって **100%** 所有されている法人
 - 議決権株式の大部分を売却する権利、およびその幹部あるいは経営委員会のメンバーの大部分を任命する権利を、契約書に基づいて **1** つ以上の外国人または外国法人によって、管理または監督されている法人

- キルギス共和国で登録された法人で、外国籍者、無国籍者、またはこの項で説明された外国人により、授權資本の **20%**以上を所有されている法人
- 国際協定または条約に基づいて設立された法人

外国人の土地に対する権利は、以下の制限を受けることがあります。

- o 農地を所有、または使用する権利は、外国人に認められない
- o どんなカテゴリの土地も、所有する権利は、外国人に認められない
- o 入植地（町、都市型の町、集落）内の土地は、一時的な使用（最長 **50 年**まで）のために、外国人に譲渡できる。これらの土地は、住宅建築の資金を借りるのに抵当に入れる場合、外国人の所有に移転できる
- o キルギス共和国政府の個別の決定があれば、入植地以外の土地も、一時的な使用（最長 **50 年**まで）のために、外国人に提供できる。または、そのような決定がなくても、最長 **50 年間**の一時使用のための普遍的な法継承（相続、再編成）に基づいて、外国人に移転することができる
- o 外国法人が、普遍的な法継承手続（相続、再編成）によって、土地の財産権を取得した場合、権利の取得日から **1 年**以内に、キルギス共和国の国家機関、またはキルギス共和国の法人にそれぞれの土地を譲渡しなければならない

V ビザと登録要件

キルギス共和国の法律では、外国籍者および無国籍者は、ビザ、一時的または永久的居住許可に基づいて、一時的または永久的な居住のために、キルギス共和国に入国できる。

ビザの必要条件とビザなしの旅行

すべてのカテゴリのビザの最初の発行は、キルギス共和国の在外公館と領事館が行っています。

キルギス共和国が締結している国際協定に基づいて、ビザなしの旅行が可能となります。日本人は、パスポートのすべてのカテゴリで、ビザなしでキルギス共和国に入国できます。

ビザカテゴリ

- o 外交（外交パスポートを保持している外国籍者に発行される、公式目的またはトランジットのためにキルギス共和国に入国します）
- o 一般（ビジネス目的のためにキルギス共和国に入国する外国籍者に発行されます）
- o 投資（投資活動に従事する意図を持ってキルギス共和国に入国する将来の投資家に発行されて、キルギス経済に **1 年間**で **20,000** ドル以上、**3 年間**で **200,000** ドル以上、**5 年間**で **500,000** ドル以上の金銭または金銭相当の生産関連貢献を証明する必要書類を提出する）
- o 労働（仕事のためにキルギス共和国に入る外国籍者に発行される）

- プライベート（家族や友人を訪問、医療手当など個人的な目的のためにキルギス共和国に入国する外国籍者に発行される）
- 永住（永住のためにキルギス共和国に入国する外国籍者に発行される）

ビザは、1回、2回、マルチ・エントリーがあります。ビザを受け取る外国籍者は、キルギス共和国政府が規定する金額の国税、または領事館手数料を支払う必要があります。

登録手続き

外国籍者および無国籍者（ただし、登録を免除されている外国籍者を除く）は、5営業日以上キルギス共和国に滞在する場合、キルギス共和国外務省の国内支部、キルギス共和国内務省の国内支部、またはホテルで居住地登録をしなければなりません。

キルギス共和国で働くために、外国籍者または無国籍者は、労働許可を所有していなければならない。外国籍者のための労働許可に関する詳細についてはVI章を参照してください。

VI 労働と雇用

労働法

キルギス共和国によって批准された国際協定および国際法に関する条項は、キルギス共和国の現在の法律と一体で、その一部として機能しています。キルギス共和国によって批准された国際協定が、キルギス共和国の法律や政令、労働契約あるいは団体協約よりも、被雇用者にとりもっと有利な条件を与えている場合は、国際協定の条項が原則適用されることに注意すべきです。

労働契約

労働契約は、以下の事項を雇用者が引き受ける、被雇用者と雇用者の間の契約です。

- 特定の職務に対応する仕事を労働者に提供すること
- キルギス共和国の法律、団体協約、その他の契約、労働条項を含む地方の規範的法令によって求められている労働条件を保証すること
- 労働者をタイムリーに、そして完全に補償すること

一方、労働者は、内部作業手順に従って、特定の専門性や職務、資格や地位に対応する仕事を、個人的に遂行する責任を負います。

労働契約は、書面で結ばれ、コピー2部で構成されて、双方によって調印されます。労働契約に基づき、雇用者の指令書（決議、指示）により、労働者が3日以内に受諾すると正式なものとなります。

労働時間と休憩

労働時間は、内部の作業手順、仕事のスケジュール、またはそれぞれの労働契約に従って、被雇用者が、その人の雇用義務を実行しなければならない時間をいう。

労働時間は、1週間（ビジネス週）と1日（営業日、労働シフト）で規定されます。

労働時間は、以下のように分類されます。

- 標準労働時間
- 短縮された労働時間
- 不完全な労働時間

標準労働時間は、キルギス共和国の労働法によって規定する場合を除いて、1週間あたり 40 時間を超えることはできません。当事者の合意により、労働契約は、より少ない労働時間を定めることができます。

短縮された労働時間は、標準労働時間より少ない。短縮された労働時間は、以下のような労働者のカテゴリによって分類されます。

- 14 から 16 歳で、1 週間 24 時間未満の労働者、16 から 18 歳で、1 週間 36 時間未満の労働者
- 身体的に困難な仕事、有害あるいは危険な仕事に従事している場合、1 週間 36 時間未満
- カテゴリ I と II の障害をもつ労働者、1 週間 36 時間未満

そして、標準労働時間と同じように支払います。

労働補償

雇用者は、キルギス法、団体交渉協定、労働契約、地方令、および団体協約に基づき、労働者の仕事に対する労働補償を設定します。

給料は、労働者の資格、仕事の複雑さ、量、質、および仕事の出来上がりの状態に対して支払われる金額、および補償またはインセンティブ（例えば、ボーナス）として支払われる金額の合計です。法律的見地から、「給料」という用語は、それが労働者のカテゴリと関連しているので、「労働補償」という方がより正確です。

キルギス共和国通貨の現金で、給料を支払います。現金の代用品のような社債、領収書、食物/配給カード等々の形で、労働補償を支払うことは禁止されています。

最低補償額

最低給料（労働補償に対する最少額）とは、通常の労働条件のもとで、単純労働をする、標準労働時間を完全に働いた未熟練労働者の労働に対して保証された月給の額です。

単純労働に対する労働補償の最低金額は、キルギス共和国内において、キルギス法によって規定され、雇用適格者の最低生活水準を下回ることはできません。

現在のキルギス法の下では、2010 年 1 月 1 日から、キルギス共和国における最低給料は、500 ソムです。

所定の期間、通常の労働時間の基準を働き、その人の労働義務（労働規格）を果たした労働者の毎月の労働補償は、労働補償の最低法定利率を下回ることはできません。

労働補償の最低利率には、割増し、ボーナス、プレミアム、およびその他のインセンティブを含みません。また、特殊な労働条件、特別な気候条件、あるいは放射能汚染された場所で働く代価に対する支払い、その他の補償および社会的支払を含みません。

外国人労働者

キルギス共和国内で、組織で働いている外国籍者は、キルギス共和国の法律またはキルギス共和国が締結している国際協定などで別段の規定がない限り、キルギス共和国の労働法に関する条項、および労働条項を含むその他の法律・規則に従います。

外国人または外国の法人（多国籍企業の子会社を含む）によって、設立され、所有または共同所有されているキルギス共和国内にある組織の被雇用者は、キルギス共和国の法律またはキルギス共和国が締結している国際協定などで別段の定めがない限り、労働条項を含むキルギスの法律およびその他の規則に従います。

外国人労働者の権利

外国籍者は、教育や職務経験を証明する関連書類、その他の付属書類を提示して、自由に自の労働能力を利用して、仕事や職業を選択する権利があります。

労働許可

雇用者は、外国籍者のための労働許可を取得して、キルギス共和国において、外国人労働者を使用することができます。

雇用者が、移民局の特別口座に、その外国人労働者がキルギス共和国国外に移動するのに十分な保証金を積み、労働目的の短期滞在で、キルギス共和国に入国してきた外国籍者は、労働許可を取得できます。

外国人労働者のキルギス共和国国外に移動する保証金積立の方法、および雇用者へのこの保証金返還方法は、キルギス共和国政府が定めます。

移民局は、それぞれの許可発行に関する費用（手数料）を請求します。外国籍者に対する労働許可の料金は、キルギス共和国政府によって決められます。

毎年、各暦年開始の4カ月前に、キルギス共和国政府は、国内労働市場における国益と雇用状況を考慮して外国人労働者数の割り当てを承認します。移民・雇用に関するキルギス国家委員会は、この国の経済発展への貢献度やキルギス国民への仕事の優先権を考慮に入れて、キルギス共和国国内で外国籍者と無国籍者を雇用する企業に対して、移民労働者数の割り当てを決定します。

VII 会計と監査

財務報告

2001年より、国際会計基準委員会(ロンドン)によって発行された国際基準財務報告書が、キルギス共和国の財務報告基準として採用されています。

さらに、2009年から、銀行業務および金融業務に関するイスラム法の原則を遵守した事業を行う商業銀行については、一定の要件に従わなければなりません。

監査

国際会計士連盟(ニューヨーク市)の国際監査実務委員会によって発行された国際監査基準が、キルギス共和国の監査基準として承認されています。さらに、イスラム金融機関のためのイスラム法会計基準が、銀行業と金融業に関するイスラム法の原則に従って行われた事業に適用することができます。

キルギス共和国の現行法によると、以下の法人は義務的外部監査を受ける必要があります。

- キルギス共和国の中央銀行によって認可された銀行とその他の組織
- 保険組織
- 公開株式会社、投資ファンド、特別投資ファンド、投資会社を含む公募証券の発行体
- 民間の年金基金
- キルギス共和国の規範的法令で定められたその他の人

その他の法人は、自主的に年次監査を受けることができます。

2010年3月1日時点で、キルギスには、59の認可された監査組織があり、また24の認可された個人の監査人が活動しています。

VIII 税金および諸費用

税金の種類

キルギス共和国には、次のような税金の種類があります。

国税

- 収益税
- 所得税
- 付加価値税
- 物品税
- 下層土使用税
- 売上税

地方税

- 地租
- 資産税

課税目的のために、法人は国内と外国法人に分けられます。国内法人とは、キルギス共和国の法の下で組織化された法人であり、外国法人は、外国の法の下で設立された法人、会社、工場、基金、機関またはその他組織です。次に、外国法人は、キルギス共和国で恒久的施設を通じて事業を行う外国法人とキルギス共和国に恒久的施設を持たずに事業を行う外国法人に分けられます。

収益税

収益税の納税者は、国内法人、キルギス共和国で恒久的施設を通じて事業を行う外国法人、自営業者、個人、およびキルギス共和国の源泉からの収入をキルギス共和国で恒久的施設を通じて事業を行っていない外国法人に支払いをする法人を含みます。

課税対象は、以下による事業活動から受け取る収入です。

- キルギス共和国内外の源泉から収入を得る国内法人、または自営業者
- キルギス共和国の源泉から収入を得るキルギス共和国に恒久的施設を通じて事業を行う外国法人または非居住者自然人

課税ベースは、納税者の年間総収入と税金期間に査定された税法の認める控除可能経費との正の差額金額として計算された利益である。

収益税は、10%です。

所得税

所得税の納税者は、キルギスの市民である自然人、非キルギス市民である居住者自然人、非キルギス市民で、キルギス共和国の源泉から収入を受け取る非居住者自然人、そしてキルギス共和国における源泉からの収入を、自然人に支払う自然人または法人です。

課税対象は、事業活動を除いた、所得を生む経済活動です。

- キルギス市民および非キルギス市民の居住者自然人に関して、キルギス共和国の内外の源泉から得られた収入
- 非キルギス市民である非居住者自然人に関して、キルギス共和国内の源泉から得られた収入

課税ベースは、当該納税期間に納税者が受け取った年収総額とキルギス税法で必要とされる控除額の差額として見積もられた所得をいう、しかし、どのような場合でも、毎年キルギス共和国政府によって承認される所得税期間に対する最低見積所得を下回らない。

所得税は、10%です。

付加価値税(VAT)

付加価値税(VAT)は、キルギス共和国への課税対象輸入用品を含むキルギス共和国国内のすべての VAT 課税対象用品の価格の一部の経費から回収する形式をとります。

VAT の支払い者は、納税主体、または課税対象輸入業を行う納税主体です。

キルギス税法の下では、企業が、VAT 登録をしている、あるいは登録をする必要があるならば、その企業は、課税の対象となります。もし、連続して 12 ヶ月以内の期間、金額 4 百万ソムを超える課税対象商品、労働、あるいはサービスを、キルギス国内で供給する場合、その企業体は、VAT 登録をする必要があります。VAT 登録を必要とされない企業も、自主的に登録することができます。

VAT 課税の対象は：

- 課税対象用品
- 課税対象輸入品

課税対象用品

キルギス税法の下では、納税主体によって作られた非課税用品を除いて、課税対象用品は、以下の用品です。

- o キルギス共和国内での商品の供給
- o キルギス共和国内での有料の労働、サービスの供給
- o キルギス共和国からの商品の輸出

ゼロ税率、20%または 10% VAT 税率の VAT 課税対象用品を除いて、課税対象用品は、12%の VAT が課されます。

ゼロ税率 VAT 用品は、次の通りです。

- o 金合金と純金を除く商品の輸出
- o 国際旅客輸送、荷物、および鉄道輸送以外の船積貨物
- o トランジット飛行と国際鉄道輸送以外の関連する国際輸送ケータリング・サービス

2009 年 1 月 1 日より納税主体が課す 20%VAT 課税用品は、以下の通りです。

- o その企業が、VAT 登録をした日から、2008 年 12 月 31 日までの期間に取得または製造した、2009 年 1 月 1 日現在の物質資源の在庫
- o 2009 年 1 月 1 日以前に、キルギス共和国の国境を越えて持ち込んだ商品

10%VAT 課税対象用品は、2010 年 1 月 1 日以前に納税主体によって作られた穀類や小麦粉が該当します。

課税対象輸入品

VAT が免除されている商品の輸入を除いて、課税対象輸入品は、キルギス共和国の関税区に輸入された商品を意味します

課税対象輸入品に関連する 2009 年 1 月 1 日以前にキルギス共和国の国境を越えて持ち込んだ商品は、20%の VAT がかかります。2010 年 1 月 1 日以前に、キルギス共和国へ輸入した穀類および小麦粉は、10%の VAT がかかります。課税対象輸入品として扱われる商品の他のすべての用品は、12%の VAT が課されます。

したがって、VAT 登録をしているか、または VAT 支払者として登録する必要がある企業は、課税対象用品と課税対象輸入品の両方の税金を支払わなければなりません。また、もし企業が VAT 登録をしていないか、または VAT 支払者として登録する必要があるならば、課税対象輸入品に関する VAT だけを支払う必要があります。

課税免除用品は、課税免除用品および VAT 対象外の用品を意味します。キルギス税法は、免除用品のリストについて詳しく説明しています。このリストには、土地、家屋、および構内、ファイナンス・リース契約の固定資産、およびキルギス共和国税法で規定するその他の用品が含まれます。

課税対象用品、課税対象輸入品、または免除用品のリストに含まれていない他のすべての用品は、VAT の対象外用品として扱われます。例えば、ある VAT 支払者が、別の VAT 支払者あるいは、移転すると VAT 支払者になる企業に、会社あるいは独立した事業の一部を売却した場合；あるいは、納税者から代理人への商品の移動（ただし、納税者が代理人に報酬として、商品を譲渡した場合を除く）

物品税

物品税の納税者は、物品税対象商品を製造する企業です。その中には、キルギス共和国内で、ギブ・アンド・テーク方式により、またはキルギス共和国に、以下のような物品税対象商品を輸入している企業が入ります。

- エチルアルコール
- モルトビール
- アルコール飲料
- アルコールと非アルコール飲料の混合物
- タバコ製品
- 宝石、および貴金属で作られた物品、または貴金属でメッキされた金属で作られた物品
- 石油および石油製品

課税対象は、以下の通りです。

- キルギス共和国で製造された、あるいはキルギス共和国へ輸入された物品税対象商品
- キルギス共和国内で、宝石、貴金属で作られた物品、および貴金属メッキされた金属で作られた物品の小売販売

課税ベースは、

- o 物品税対象商品の数量、そして/または
- o VAT を除いた物品税対象商品の販売価格、そして/または

- o キルギス共和国の税法にしたがって決められた物品税対象商品の通常価値、そして/または
- o 物品税対象商品の製造者が、質権者に担保商品の権利を移転する際に、現物給付か贈与として、移転するとき、あるいは対価なしで交換するときの VAT を除いた商品の市場価値

物品税の基本税率は、キルギス共和国税法で規定されています。キルギス政府は、物品税税率を、物品税の基本税率を超えない範囲で変更することができます。

売上税

売上税の納税者は、国内の法人と、キルギス共和国で恒久的施設を通じて事業を行う外国法人、および自営業者です。

課税対象は、物品の販売、労働の成果、サービスです。

課税ベースは、VAT と売上税を除いた商品、労働、または、サービスの売上金です

売上税の税率は、以下の通りです

- o VAT 納税者による物品の販売、労働またはサービスの場合、および VAT が免除されている物品の販売、労働、またはサービスの場合
 - a) 1%・・・貿易事業および農産品の生産加工事業の場合
 - b) 2%・・・a) 以外の事業に対して
- o その物品の販売、労働、またはサービスが、VAT 免除用品ではない場合で、VAT 納税者でない企業による物品の販売、労働、またはサービスの場合
 - a) 2%・・・貿易事業に対して
 - b) 3%・・・貿易事業以外のビジネスに対して

下層土使用税

下層土使用税は、以下の通りです。

- ボーナス
- ロイヤリティ

ボーナスは、鉱物探査と採掘のため下層土を使用するのに支払う一時金です。

ボーナスの納税者は、鉱物探査および採掘のライセンスを持っている、国内の法人、キルギス共和国で恒久的施設を通し事業を行う外国法人、および自営業者です。

課税ベースは、鉱床の埋蔵量です。これには、鉱物探査と採掘の間の産業探査の過程で増えた埋蔵量を含みます。

ボーナスの税率と計算方法は、探査の状態と鉱床規模による分類テーブルに従い鉱物資源のすべてのタイプに対してキルギス政府が決定します。

ロイヤリティーは、採掘するために下層土を使用のために支払う経常的支払いです。

ロイヤリティーの納税者は、鉱物資源の採掘（再生利用）に従事している国内法人、キルギス共和国に恒久的施設を通じて事業を行う外国法人、および自営業者です。

課税ベースは

- VAT と売上税を除いた鉱物資源または鉱物資源の処理から生まれた生産物の販売からの売上げ、そして/または
- 正貨で販売された製品の量、そして/または
- 水量ゲージに従って下層土から取った水量（ただし、専門水供給者を除くロイヤリティー納税に対して）

ロイヤリティーの税率は、採掘された鉱物のタイプにより、売上のパーセント、または、ボリューム単位あたりソム金額で、キルギス共和国の税法に規定されています。

地租

地租の納税者は、土地所有者として扱われた法人、または土地利用権が、標準的権利証券により証明されている利用者として扱われた法人、そして、土地の実質上の所有者、そして/または、土地の利用者、です。

課税対象は、所有権、一時的所有権、農地利用権、地租支払い区域

課税ベースは、土地の面積

地租の基本税率は、場所と土地の利用目的により、キルギス共和国の税法に規定されています。

キルギス共和国税法で規定された計算式に従って、地租はそれぞれ以下のように計算されます。

- 農業地
- 居住地、および農業に使用されない土地
- 果樹園と菜園

土地の面積に土地の基本率と適用係数を掛けることにより計算されます。

資産税

資産税の納税者は、以下の課税対象資産を所有している法人と自然人です。

- ビジネス目的に使用していない住居（グループ 1）
- 住居、下宿、保養所、サナトリウム、リゾート、製造、管理、工業およびその他の建物、およびビジネスを意図して、またはビジネスに使用される構築物（グループ 2）

- キオスクや、コンテナや、同様の資産で、ビジネスに使用される金属やその他の材料で作られた仮設施設（グループ 3）
- 輸送車両（グループ 4）

課税対象は、課税資産に対する所有権と使用权です。

課税ベースは

- グループ 1、2、および 3 の資産に対して、キルギス共和国の税法で指定する方法で決定された資産の課税価格
- グループ 4 の資産に対しては
 - 輸送車両、自走機械、および内燃エンジンで動く機械装置については、エンジン可動容量、簿価、会計価値
 - 非自走の輸送車両に対しては、基本的な輸送車両（バス、車、トラクター、牽引車など）の税金
 - 非自走の輸送車両で、会計価値がないものについては、キルギス共和国政府が規定する方法で決められた金額

資産税の税率は、以下の通りです。

- グループ 1 における資産に関しては 0.35%
- グループ 2 と 3 における資産に関しては 0.8%
- グループ 4 における資産に関しては
 - 輸送車両、自走の機械、および内燃エンジンで動く機械装置のタイプによって、キルギス共和国税法で規定された課税対象輸送車両のエンジン可動容量の各 1 ソムあたりの定額
 - その他の輸送車両、自走機械、および機械装置に対して、簿価、会計価値の 0.5%
 - 非自走の輸送車両に対して、関連する基本的な輸送車両に関して評価された資産税金額の 0.5%

キルギス共和国の社会基金に対する控除

国の社会保険料納付者は、以下の通りです。

- その法的構成や所有権のタイプに関係なく、法人、および個々の支部（支店および代理店）
- 農民の農場および農業者の企業
- 個人

キルギス共和国の社会基金への控除率は、以下の通りです。

雇用者に関して：

雇用者の会社に国際協定による別段の規定がされていない限り、キルギス共和国に、恒久的に住んでいる外国籍者および無国籍者を含めて、雇用者の所有のタイプやキルギス共和国の税当局への登録のタイプに関係なく、恒久的か一時的な仕事をするために、協定、契約、誓約に基づき働く、または一回の仕事・サービスを行うために雇われた労働者に対するすべての支払に、毎月、以下の社会基金への保険料率が適用される。

- 非営利協同組合、公共財団、公共協会、住宅所有者のパートナーシップ、および宗教団体に対して－15%
- その他の雇用者に対して－19%
- カテゴリⅠとⅡの障害を持つ被雇用者に対する支払い－17%
- 国際機関と国際協定のもとで行われるプロジェクトを除き、キルギス共和国に一時的に住んでいる外国籍者および無国籍者である被雇用者、または他の国に住んでいるが、キルギス共和国に登録する法人に雇用されている被雇用者に対する支払－3%
- キルギス共和国外務省の大使館、領事館、および他の外国事務所で働く被雇用者に対する支払－17%.

被雇用者に関して：

- キルギス共和国に、恒久的に住んでいる外国籍者および無国籍者を含めて、雇用者の所有のタイプやキルギス共和国の税当局への登録のタイプに関係なく、恒久的か一時的な仕事をするために、協定、契約、誓約に基づき働く、あるいは一回の仕事・サービスを行うために雇われた労働者の一資金の源泉に係わりなく、すべての彼らに支払われた金額から－8%
- 非営利協同組合・公共財団・公共協会・住宅所有者のパートナーシップ・宗教団体によって雇用された年金受給者、およびカテゴリⅠとⅡの障害を持つ被雇用者（ただし、第二次世界大戦傷病者および同等の人を除く）一資金の源泉に係わりなく、すべての彼らに支払われた金額から－2%
- キルギス共和国外務省の大使館、領事館、および他の外国事務所で働く被雇用者に対するすべての支払い額から－8%.

自営業者に関して、動産または不動産を賃貸しているものを含めて、保険金額の範囲。

農民の農場と農業者の企業に関して

- 企業として営業する場合－雇用者と被雇用者に対する上記記載のレート
- 非企業として営業する場合－本年度の地租の基本料率

廃棄物除去料金

廃棄物除去料金の納付者は、ビルを所有している法人および自然人です。

料率は、地方自治体によって決められます。

- 法人に対して、指定地域および企業で働いている就業者数に基づく
- 自然人に対して、建物の大きさおよび家のテナントの数に基づく

駐車料金

駐車料金の納付者は、地方自治体で特に備えつけたあるいは決定した駐車場に自動車を駐車する法人および自然人です。

料率は、地方自治体によって決められます。ただし、10 インデックス・レート未満です（1 インデックス・レートは 100 ソム）。

特別課税措置(special tax treatment)

総合課税方式に加えて、キルギス法では、納税者の指定されたカテゴリに対して、特別課税措置を規定しています。

これらの措置は

- 簡易課税制度に基づく単一課税
- 義務的許可ベース課税
- 自発的許可ベース課税
- 課税契約ベース課税
- 自由経済区での課税
- 特別収入課税

簡易課税制度では、零細事業体は、課税対象事業に関する収益税や売上税の代わりに、単一税を支払うことができます。単一税率は次の通りです。農産物処理、生産及び販売からの収入の 4%、そして、他の活動からの収入の 6%。事業体は、簡易課税制度を適用することを自発的に選ぶことができますが、以下の事業者は、簡易課税制度を適用できないことに注意する必要があります。VAT 納税者、物品税納税者、30 人以上の労働者を雇用する会社と自営業者、免許ベース課税の納税者、金融、保険サービスを行う事業体、投資会社、証券会社。

義務的免許ベース課税では、収益税、VAT、物品税の代わりに、支払うことができます。ただし、次の事業活動だけに適応されます。サウナ、市営浴場以外の浴場、ビリヤード、ゲーム機械、カジノ、両替商、ディスコ、24 時間駐車。義務的免許ベースの課税率については、キルギス共和国の税法に詳しく説明されています。

自発的免許ベース課税は、収益税と物品税の代わりに支払いますが、VAT 納税者以外の自然人、衣類、ニットウェア、履物を製造・販売する会社、そしてキルギス共和国政府が指定した事業活動に従事する会社だけが、支払うことができます。自発的免許ベースの基本税率は、キルギス共和国政府によって決定されます。

課税契約ベース課税は、事業に従事している会社や自営業者が支払うことができます。この課税措置は、キルギス共和国の税法に詳しく説明されています。この斬新な課税措置は、まだキルギス共和国で一度も適用されたことはありません。翌年に納税者が支払うべき収益税、物品税、および VAT の金額を納税者と税当局が予め決めおき、その契約に従って税金を支払います。この課税契約ベース課税は、次の事業者は適用できません。義務的許可ベース課税の納税者、信用、金融及び保険サービス事業者、投資と年金基金、税金債務をもつ証券会社、下層土使用税の納税者、物品税納税者、そして、少なくとも 3 年間営業するもの。

自由経済区 (FEZ) での課税措置は、FEZ 内において、物品税の対象となる物品を除いた商品（労働、サービスを含む）の販売と製造を行う FEZ 登録企業に適用されます。FEZ 企業は、所得税と固定資産税を除いて、FEZ 内で行われる事業活動に関連するあらゆる税金が免除されます。キルギス共和国の FEZ 以外の地域と海外で行われた事業活動については、FEZ 企業は、一般的な国税措置の対象になります。

特別収入課税は、特別収入を持つ国が出資した機関と組織が、収益税、VAT、および物品税の代わりに、支払います。特別収入には、商品の売上金、作品の上演、役務の提供、または人道主義・スポンサーシップ・助成金以外の他の活動を含みます。特別収入の税率は 20% です。

IX 通貨為替管理

外貨取引

キルギス共和国の法律では、金融債務は、自国通貨で表示され決済されなければならないと規定しています。キルギス共和国の国内で、金融債務を決済するため、外貨の使用および外貨の支払契約は、法律によって規定された事例および手続きを条件として許されています。

1992 年、キルギス共和国は、国際通貨基金 IMF に参加、1995 年 3 月に、IMF 契約第 8 章の義務を引き受けました。したがって、キルギス共和国が、IMF の同意なしに、現在の国際取引における支払いと送金の為替レートに制限を課すこと、通貨の取扱や複数通貨レートの慣行を差別することはできません。

キルギス共和国には、以下の制限がないので、通貨為替管理は、実質的に存在しません。

- 国境を越える外貨送金
- 通貨の輸出入(税関での申告を条件に)
- 国内通貨と外国通貨の交換取引
- 認可銀行および両替事務所で、居住者および非居住者による外貨の売買
- 国内通貨と外国通貨の 1 回の現金取引
- 経常的支払、営業収入、および資本の国外送金

キルギス共和国の外に口座や預金を開設して、信用あるいはローンを受け取る時、キルギス居住者は、キルギス共和国中央銀行にそれを登録する必要があります。そして要請があれば、それぞれの口座あるいは預金の情報、および外貨建取引に関連するその他の情報を提出しなければなりません。

X 証券市場

国の規制

国の証券市場監督機関は、キルギス共和国金融市場監督・規制サービスです。そして、金融市場における一定の国策を実行し、非銀行業金融機関、証券市場、監査活動、会計、財務報告、および監査基準の活動を、監督および監視します。

国の証券市場監督機関は、証券市場参加者の検査を行うために関連当局を持ち、またその上に処罰を課す権限が与えられています。

証券市場の専門家

現在、以下の 3 つの証券取引所が、キルギス共和国で公式に登録されています。

（ただし、中央アジア証券取引所（CASE）は、休止状態、一方 2011 年 3 月キルギス証券取引所（KSE）は、交換取引システム（BTS）買収で合意）

- キルギス証券取引所(KSE)
- 交換取引システム(BTS)
- 中央アジア証券取引所(CASE)

2009 年 1 月 1 日現在、前記の 3 つの証券取引所に加えて、以下の証券市場の専門家が、キルギス株式市場で活動しています。

- 会社登録機関 20
- 預託機関 4
- ブローカー 34
- ディーラー 31
- 信託管理者 29
- 投資ファンドマネージャ 14
- 投資基金 5
- 投資コンサルタント 14
- 決済会社 1

XI 保険

規制

保険会社の活動は、「キルギス共和国における保険の組織」、「就業時における被雇用者の死亡または負傷に対する雇用者の民事責任強制保険」、「乗客に対する航空会社の民事責任強制

保険」、「危険貨物に対する航空会社の民事責任強制保険」、および「危険施設を操業する企業の民事責任強制保険」によるキルギス共和国の法律で、規制されています。

XII 強制規格

キルギス法は、製品、生産の過程/方法、格納、輸送、販売、使用、および処分に対する義務的
必要要件の開発、採用、応用、および実施のための法的根拠、および製品の画一的評価につ
いて規定しています。

強制規格を担当する当局は、キルギス共和国の経済規制省です。そして、ここで強制規格の統
一された国策を開発、実行します。また、キルギス共和国経済規制省は、衛生植物検疫措置に
関する貿易の技術的障害に関する協定の下で、キルギス共和国が引き受けた義務の遂行に責任
を持ちます。

XIII 知的財産

知的所有権保護のための法的根拠

キルギス共和国における知的所有権保護のための法的根拠は、キルギス共和国が参加する国際
協定および関連する国内法によって規定されています。

キルギス共和国は、知的財産に関する国際協定に参加しています。主要な条約は、以下の通り
です。

- 工業所有権の保護に関するパリ条約
- 文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約
- 特許協力協定、およびマークの国際登録に関するマドリッド協定

さらに、1998年12月以降、キルギス共和国は、世界貿易機関(WTO)のメンバーです。知的
財産法を展開して、国は「WTOの知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定」の条項を
考慮に入れています。

商品の原産地に関する商標、サービスマーク、および名称

商標とサービスマークは、類似品から特定の個人または法人の商品またはサービスを、他の個
人または法人の商品またはサービスと区別するシンボルです。証明書が、登録商標に対して発
行されます。商標登録の有効期限は、有効な最後の1年間に、証明書所有者の申請に基づいて
一度で10年間延ばすことができます。

商品の原産地の名称は、名付けられた地理的領域の自然条件、人的要因、または両方により、
排他的または支配的に決定している特徴を商品に付けるのに使用された地理的目的の名称です
(国、入植地、地理的な領域)。証明書は、登録された商品原産地マークを保護するために発
行されます。証明書の有効期限は、一度で10年間延ばすことができます。

知的所有権の保護

キルギス共和国の法律は、知的財産の分野での違反に対して民事、行政、刑事の責任を規定しています。

行政責任法は、知的財産違反に課徴金を規定しています。この分野での行政上の違反の酌量は、法廷の判断によります。

知的所有権の違反に対する刑事責任は、キルギス共和国の刑法によって規定されています。したがって、禁固制裁を、著作権侵害に対して、課すことができます。

XIV 環境保護

現在、キルギス共和国における環境保護を担当する関係当局は、キルギス共和国政府の下で環境保護・林業国家庁です。それは以下を担当する国内当局です。

- 林業
- 環境保護の統一的政策の実施
- 生物学的多様性
- 天然資源の合理的使用
- 高度領域
- 林業および狩猟の開発
- 国の生態の安全保護

環境影響評価

キルギス共和国の法律の下では、天然資源の使用に関連する企業のプロジェクトは、環境影響評価を受ける必要があります。ビジネスと他の活動で引き起こされるかもしれない国民の健康と環境への悪い結果を防ぐために、この要件が導入されています。さらに、計画された事業の適性は、キルギス共和国の環境保護に関する法律を遵守する決定に先行して、評価されなければなりません。

環境影響評価は、以下の2つのタイプが実行されています。

- 環境影響の国家レビュー
- 環境影響の公開レビュー

プロジェクトが、環境影響の国家レビューを受けていない場合、天然資源の使用に関連するプロジェクトに資金を供給する、またはプロジェクトを実行することは禁止されています。

プロジェクトの操業に対する環境、保護のステップ、合理的な使用に対して、直接または間接的に影響をあたえる対象物および活動を、設計、配置、建設、再建、再備、および撤去する過程の中で、天然資源の充填や環境強化が、環境規範のもとに、採用される必要があります、また計画された活動の環境への影響を評価する必要があります。

カリコバ・アソシエイツ

Formed in 2002, Kalikova & Associates has grown rapidly into one of the leading law firms in Kyrgyzstan specializing in business law services. The firm has gained a reputation as a reliable partner to its clients.

Our Goals

Our primary goal is to provide our client with high quality advice that facilitates effective business decisions.

Our Services

We produce efficient legal solutions designed to protect, support and promote our clients' business. Our legal advice is based on careful analysis of existing legislation and economic, political and cultural trends in Kyrgyz Republic and are tailored to the individual needs of our client.

Areas of Practice

We provide services in the following areas:

キルギス・ビジネスガイド

- Corporate law, securities, mergers and acquisitions
- Corporate restructuring, liquidation, bankruptcy
- Investment, concession, privatization
- Due diligence
- Contracts, cross-border transactions
- Labor and employment
- Intellectual property
- Customs and technical regulation
- Advertisement, anti-monopoly regulations
- Taxation
- Business licenses and permits
- Commercial dispute resolution
- Legal research and analysis, bill drafting

We offer advice on legal regulation of the following industries:

- Banking
- Microfinance
- Exploration and development of mineral resources
- Energy, including generation and distribution of electricity, oil and gas
- Mobile communications and data transmission services
- Import and sale of computers, communication devices, information technologies
- Import and wholesale of equipment, foodstuff, pharmaceutical and beauty products
- Tobacco and alcohol production and sale
- Real estate and construction, production of construction materials
- Civil aviation
- Hotel and recreation
- Educational institutions
- Mass media
- Non-profit institutions, charity organizations

Clients

Clients and beneficiaries of our services are leading local and foreign companies, transnational corporations, diplomatic missions, international organizations and financial institutions implementing long-term and short-term business projects in Kyrgyzstan. We also consult diplomatic missions and government agencies of foreign states.

Experience and Qualification

Our lawyers have played an active role in negotiating, structuring and launching major investment projects in the Kyrgyz Republic in the exploration and mining industries, the manufacture of tobacco products, hotel and recreation businesses, glass and cement production, international trade, banking, microfinancing, telecommunications, aircraft leasing, electric energy generation and distribution, among others.

We advise clients regularly on business start-up matters, such as: choosing a legal structure of a new business company, establishing and registering a local company, settling and formalizing relationships with local partners and public authorities, complying with legal requirements (licensing, certification, taxation) for engaging in certain businesses, registering intellectual property rights, formalizing financing and secured transactions, obtaining land use rights, hiring expatriate and local personnel, and a number of other relevant matters. Our goal is to build a solid and stable legal foundation for successful business in the Kyrgyz Republic.

We have been involved in drafting investment agreements between foreign investors and the Government of the Kyrgyz Republic. Upon the requests of clients, our lawyers have conducted due diligence of local companies. Our legal opinions with respect to local mining companies have been accepted by stock exchanges in England, Australia and Canada for the purposes of public offerings of corporate securities.

We work with many international and foreign law firms and audit companies on projects requiring our attorneys' expertise.

Professional Approach

Our practice represents a combination of:

- ✓ Knowledge of legislation of the Kyrgyz Republic
- ✓ Application of practices of companies conducting business in the Kyrgyz Republic, and understanding of the process of business project implementation
- ✓ Familiarity with the work of public authorities, policy, economy, and culture
- ✓ Mastery of modern techniques and standards of international legal practice
- ✓ Aspiration towards professional growth

Professional Team

Prior to joining Kalikova & Associates, many of our lawyers have gained extensive experience working for government agencies, international organizations and businesses. We have established and maintain broad professional contacts and efficient cooperation with both public and private sectors.

Currently, there are 18 lawyers in our firm, specializing in the following areas: corporate law, intellectual property, labor law, taxation, customs control and technical regulation, real estate and construction, mineral resources, energy, banking and finance, telecommunications, and litigation.

Our team consists of lawyers educated both in the Kyrgyz Republic and abroad. Our attorneys hold degrees from local and foreign law schools, including leading institutions of higher legal education in Kyrgyzstan, United States, Russia, Sweden, Hungary and Singapore.

Our lawyers have completed internship programs in leading law firms in the United States and Europe. Our lawyers are members of the International Bar Association, Association of Lawyers of Kyrgyzstan, arbitrators of the International Court of Arbitration of the Kyrgyz Republic. Our team includes licensed advocates (litigation lawyers) and certified patent attorneys (intellectual property lawyers).

In addition to the state (Kyrgyz) and the official (Russian) languages, our lawyers are fluent in English and conversant in various other foreign languages.

Recognition

K&A and its team are listed in international directories of law firms and lawyers such as Chambers Global *The World's Leading Lawyers for Business*, Strathmore's *Who's Who Legal*, Martindale-Hubbell *International Law Directory*, Hieros Gamos *Worldwide Legal Directories*, ALM's *Best Lawyers* and other. K&A was awarded with *Doing Business Award* in recognition of cooperation with Doing Business Project of the World Bank Group.

Contacts

Address: 71 Erkindik Avenue, Bishkek, 720040, Kyrgyz Republic

Telephones: +996 (312) 66 60 60, 66 63 63
66 22 21, 66 22 50

Fax: +996 (312) 66 27 88

E-mail: lawyer@k-a.kg

Web page: www.k-a.kg

KALIKOVA
ASSOCIATES &

71 Erkindik Avenue, Bishkek,
720040, Kyrgyz Republic

Phone: +996 (312) 66 60 60; 66 63 63
+996 (312) 66 22 21; 66 22 50

Fax: +996 (312) 66 27 88

E-mail: lawyer@k-a.kg

Website: www.k-a.kg

© Kalikova & Associates Law Firm, 2007-2010
All rights reserved.

